

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																																																																						
<p>公益財団法人 大阪府育英会</p>	<p>公益財団法人大阪府育英会（以下「育英会」という。）が、A社及びB社に委託している契約について、以下の不備があった。</p> <p>1 A社との契約書では、育英会は、月別業務報告書、受託債権業務状況及び回収状況報告書（以下「報告書」という。）の提出期限は明記されていないが、契約書第3条第1項では、育英会は毎月報告書を受領し、検査を実施すること、仕様書では、翌月5日までにA社が育英会に請求することが定められている。このため、育英会は報告書を5日までに受領し、検査を実施する必要があるが、平成25年12月度については、5日までに報告書を受領していなかった。</p> <p>2 B社との契約書第12条第1項では、育英会は、報告書を翌月5日までに受領し、検査を実施する必要があるが、平成25年9月度、12月度、平成26年1月度、3月度分については、5日までに報告書を受領していなかった。</p> <p>3 契約書第3条第2項では、育英会は検査合格後に受託業務者から請求書を受領しなければならないが、B社との契約書第12条第2項でも、同様の定めがあるが、いずれの契約においても業務委託期間の全ての月において、検査合格前に請求書を受領していた。</p> <p>【A社】 （委託業務名）債権回収業務 （委託期間）平成25年4月1日から平成26年3月31日まで （報告書提出日、検査日、請求日、支払手続日の関係）</p> <table border="1" data-bbox="566 1230 1629 1841"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月度</th> <th>5月度</th> <th>6月度</th> <th>7月度</th> <th>8月度</th> <th>9月度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告書提出日</td> <td>5月2日</td> <td>6月3日</td> <td>7月1日</td> <td>8月5日</td> <td>9月2日</td> <td>10月1日</td> </tr> <tr> <td>検査日</td> <td>5月21日</td> <td>6月4日</td> <td>7月8日</td> <td>8月22日</td> <td>9月24日</td> <td>10月21日</td> </tr> <tr> <td>請求日</td> <td>5月1日</td> <td>6月3日</td> <td>7月1日</td> <td>8月1日</td> <td>9月2日</td> <td>10月1日</td> </tr> <tr> <td>支払手続日</td> <td>5月24日</td> <td>6月24日</td> <td>7月25日</td> <td>8月26日</td> <td>9月24日</td> <td>10月22日</td> </tr> <tr> <th></th> <th>10月度</th> <th>11月度</th> <th>12月度</th> <th>1月度</th> <th>2月度</th> <th>3月度</th> </tr> <tr> <td>報告書提出日</td> <td>11月5日</td> <td>12月4日</td> <td>1月7日</td> <td>2月1日</td> <td>3月3日</td> <td>4月2日</td> </tr> <tr> <td>検査日</td> <td>11月19日</td> <td>12月16日</td> <td>1月17日</td> <td>2月19日</td> <td>3月17日</td> <td>4月11日</td> </tr> <tr> <td>請求日</td> <td>11月1日</td> <td>12月2日</td> <td>1月6日</td> <td>2月3日</td> <td>3月3日</td> <td>4月1日</td> </tr> <tr> <td>支払手続日</td> <td>11月20日</td> <td>12月18日</td> <td>1月24日</td> <td>2月20日</td> <td>3月19日</td> <td>4月14日</td> </tr> </tbody> </table>		4月度	5月度	6月度	7月度	8月度	9月度	報告書提出日	5月2日	6月3日	7月1日	8月5日	9月2日	10月1日	検査日	5月21日	6月4日	7月8日	8月22日	9月24日	10月21日	請求日	5月1日	6月3日	7月1日	8月1日	9月2日	10月1日	支払手続日	5月24日	6月24日	7月25日	8月26日	9月24日	10月22日		10月度	11月度	12月度	1月度	2月度	3月度	報告書提出日	11月5日	12月4日	1月7日	2月1日	3月3日	4月2日	検査日	11月19日	12月16日	1月17日	2月19日	3月17日	4月11日	請求日	11月1日	12月2日	1月6日	2月3日	3月3日	4月1日	支払手続日	11月20日	12月18日	1月24日	2月20日	3月19日	4月14日	<p>【是正を求めるもの】 担当者のみならず関係者・決裁者は、報告書の受領日など契約書の内容を十分に理解し、請求内容をチェックした上で、適切な経費支出手続を行われたい。</p> <p>【債権回収業務 契約書（A社）】 （抜粋） （検査及び契約代金の請求並びに回収債権の精算） 第3条 乙（受託者）は、毎月、月別業務報告書、受託債権業務状況及び回収状況報告書を提出して、甲（育英会）の検査を受けなければならない。</p> <p>2 乙は、甲の検査に合格したときは、当該月の回収額に成功報酬率を乗じて得た額（円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）及び当該月中に判明した追加報酬該当情報件数に単価を乗じて得た額との合計額に、消費税及び地方消費税の額を加算した額（以下「契約代金」という。）を甲に請求するものとする。（略）</p> <p>【債権回収業務契約仕様書（A社）】 （抜粋） 5. 委託料の支払 委託料の支払いの流れは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 受託者は、毎月末締めで回収金額に成功報酬率を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額を、翌月5日までに育英会に請求し、回収代金は、10日までに育英会の指定する口座に振</p>	<p>平成26年度債権回収業務等の契約（平成25年度委託継続分及び平成26年度委託分）について、平成27年2月・3月は契約書に基づき、毎月5日までに報告書を受領し、報告書の検査合格後に請求書を受領した。</p> <p>平成27年度契約（平成27年9月18日付け締結）についても契約条項に基づき適切に事務処理を行っている。</p> <p>今後も、全ての契約書について、関係職員・決裁者が契約内容を十分理解し、適正な経費支出手続を行うよう努める。</p>
	4月度	5月度	6月度	7月度	8月度	9月度																																																																			
報告書提出日	5月2日	6月3日	7月1日	8月5日	9月2日	10月1日																																																																			
検査日	5月21日	6月4日	7月8日	8月22日	9月24日	10月21日																																																																			
請求日	5月1日	6月3日	7月1日	8月1日	9月2日	10月1日																																																																			
支払手続日	5月24日	6月24日	7月25日	8月26日	9月24日	10月22日																																																																			
	10月度	11月度	12月度	1月度	2月度	3月度																																																																			
報告書提出日	11月5日	12月4日	1月7日	2月1日	3月3日	4月2日																																																																			
検査日	11月19日	12月16日	1月17日	2月19日	3月17日	4月11日																																																																			
請求日	11月1日	12月2日	1月6日	2月3日	3月3日	4月1日																																																																			
支払手続日	11月20日	12月18日	1月24日	2月20日	3月19日	4月14日																																																																			

【B社】

(委託業務) 債権回収業務及び居住確認調査業務

(委託期間) 平成25年8月16日から平成26年3月31日まで

(報告書提出日、検査日、請求日、支払手続日の関係)

	9月度	10月度	11月度	12月度	1月度	2月度	3月度
報告書提出日	10月7日	11月5日	12月5日	1月8日	2月7日	3月5日	4月7日
検査日	10月21日	11月10日	12月16日	1月17日	2月19日	3月17日	4月4日
請求日	10月3日	11月7日	12月3日	1月8日	2月3日	3月4日	4月3日
支払手続日	10月22日	11月20日	12月18日	1月24日	2月20日	3月19日	4月14日

り込むものとする。

【①債権回収業務②居住確認調査業務 契約書 (B社)】(抜粋)
(検査及び契約代金の請求並びに回収債権の精算)

第12条 乙(受託者)は、毎月5日までに、月別業務報告書、受託債権業務状況及び回収状況報告書を提出して、甲(育英会)の検査を受けなければならない。

2 乙は、甲の検査に合格したときは、当該月の回収額に成功報酬率を乗じて得た額(円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)及び当該月の処理数量に契約単価を乗じて得た額との合計額に、消費税及び地方消費税の額を加算した額(以下「契約代金」という。)を甲に請求するものとする。(略)